

昭和四十九年四月招集

第二回館山市議會臨時會會議錄

館山市議會

目次

日時.....
 場所.....
 出席議員.....
 欠席議員.....
 出席説明員.....
 出席事務局職員.....
 議事日程.....
 開會.....
 議長の報告.....
 議案の配付.....
 会議録署名議員の指名.....
 会期の決定.....
 提案理由の説明.....
 議案第四十三号.....
 議案第四十四号.....
 議案第四十五号.....
 議案第四十六号.....
 閉會.....
 本日の会議に付した事件.....

一、昭和四十九年四月二十日(土曜日)午前十時

一、館山市役所議場

一、出席議員 二十七名

一	番	吉田 勇治郎	二	番	林 豊
三	番	流山 源次郎	四	番	鈴木 豊
五	番	近藤 好雄	六	番	栗原 一雄
七	番	渡辺 昭夫	八	番	石井 武敏
九	番	辻田 実	〇	番	渡辺 軍治郎
一	番	山本 昇	一	番	藤田 益治
三	番	五十嵐 昇	四	番	伊賀 多朗
一	番	和田 一郎	六	番	辻井 謹爾
一	番	安西 益男	九	番	島野 茂樹郎
二	〇	番 君塚 喜三	二	一	番 鈴木 市蔵
二	二	番 田村 源治郎	二	三	番 菊井 敏博
二	四	番 西村 真次	二	五	番 安沢 徳順
二	七	番 望月 照正	二	八	番 田中 祿郎
二	九	番 秋山 六三郎			
一	、	欠席議員 二名			
二	六	番 飯田 義男	三	〇	番 速山 ヨネ子
一	、	出席説明員			
市	長	本間 謙	助	役	島山 伝
収	入	役 高木 哲三	秘	書	課長 太田 博雄
人	事	課長 小沢 正治	庶	務	課長 小倉 澄男
財	政	課長 長谷川 広治	税	務	課長 越路 良夫
水	道	課長 大嶋 重義	教	育	長 安田 豊作

教育委員会 佐野 啓男
庶務課長 沙崎 政光
学校教育課長

事務局長 高尾 豊
事務局長補佐 脇田 元始

書記 兵藤 恭一
書記 鈴木 哲

書記 安西 良一
書記 川上 義雄

書記 福田 英雄

一、議事日程
昭和四十九年四月二十日午前十時開議

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第四十三号 昭和四十八年度館山市一般会計補正予算(第五号)の専決処分承認に
ついて

日程第四 議案第四十四号 昭和四十八年度館山市水道事業特別会計補正予算(第四号)の専決処分の承認について

日程第五 議案第四十五号 館山市市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第六 議案第四十六号 館山市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について

開 会 午前十時三分開会

〇議長(吉田勇治郎君) 本日の出席議員数二十七名、これより昭和四十九年第二回市議会臨時会を開会いたします。

議長 の 報 告

〇議長(吉田勇治郎君) 本臨時会の議案審議のため地方自治法第百二十一条の規定による出席要求に対し、お手もとに配付のとおり出席報告がありましたので御了承願います。

議案 の 配 付

〇議長(吉田勇治郎君) 議案を配付いたさせます。議案の配付漏れはございませんか。一 配付漏れなしと認めます。

本日の議事はお手もとに配付の日程表により行ないます。

会議録署名議員の指名

〇議長(吉田勇治郎君) 日程第一、会議録署名議員の指名を行ないます。

一〇番議員渡辺軍治郎君、二三番議員菊井敏博君、以上西君を指名いたします。

会 期 の 決 定

〇議長(吉田勇治郎君) 日程第二、会期の決定を行ないます。本臨時会の会期につき、議会運営協議会の意見は本日一日というところでございます。

おわかりいたします。会期を一日と定めますことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。

提案理由の説明

○議長（吉田勇治郎君） この際、本臨時会招集につき市長のあいさつ並びに提案理由の説明を求めます。

市長、御登壇願います。

（市長本問 譲君登壇）

○市長（本問 譲君） ごあいさつ並びに提案理由の御説明を申し上げたいと存じます。

本日は、本年第二回の臨時市議会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方には何かと御多忙のところ、御出席をたまわりましてまことにありがとうございます。

本日、御審議をいただきます案件は、条例改正関係二件、専決処分関係二件でございます。

条例関係につきましては、館山市市税条例の改正でございますが、これは地方税法の改正に伴いまして、館山市市税条例を改正をいたそう。こういうことでございます。

もう一つは、館山市の職員に対する給与条例等の一部改正でございますが、これは四月四日人事院勧告に基づきまして○・三カ月分を増額支給しようとするものでございます。

それから次には、専決処分でございますが、この二案件につきましては三月末に内示がございましたので、議会を開くいとまがないわけでございますので、市長において専決処分をいたしましたわけでございますが、これは四十八年度の館山市水道事業の特別会計予算の補正でございますが、これは水道企業債の利率が改定されましたので、これを専決処分いたしましたわけでございますがそれから四十八年度の一般会計補正予算でございますが、これは放送センターの設備費の補助として県から五百万円の内示を三月

末に受けたわけでございますので、これに合わせて七百五十三万八千円で設備をいたしたいと思っております。

なお、地方債につきましては県と交渉の結果、総額一千万円の増額となりましたので、これらの点につきまして御検討をいただきたいと思います。くわしいことにつきましては関係課長から詳細の説明もいたさせていただきますので、よろしく御検討の上、御決定をぜひお願いいたします。

以上でございます。

○議長（吉田勇治郎君） 以上で説明を終わります。

この際、おはかりいたします。議案の朗読は省略いたしましたと思いますが、これに御異議ございませんか。―御異議なしと認めます。よって、省略することに決しました。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第三、議案第四十三号昭和四十八年度館山市一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題といたします。

議案第四十三号 昭和四十八年度館山市一般会計補正予算（第五号）の専決処分の承認について

議案の内容説明

○議長（吉田勇治郎君） 議案の説明を求めます。

○財政課長（長谷川広治君） 議案第四十三号の昭和四十八年度一般会計補正予算の専決処分をいたしました件について御説明をいたします。

補正予算といたしましては第五号でございます。補正の内容といたしましては、第一条にお示しをいたしました。歳入歳出予算にそれぞれ七百五十三万八千円を追加をいたしまして、歳入歳出の規模を三十一億八千七百三十八万円といたす予定のものでございます。

第二条で、歳入関係に關連をいたしまして、地方債の追加を補正いたしてございます。補正の案件は四ページでございます。地方債の補正三件でございます。地方債につきましては当初十事業を対象にいたしまして、それぞれ年度経過中に県と折衝をし、そのつど補正あるいは追加をいたしてまいりましたわけでございますが三月までに内示のきませんでした三件につきまして、三月二十九日にそれぞれ内示があり、早急に書類の提出という段階になりましたので、専決をいたしましたものでございます。

内容といたしましては、道路の整備事業関係で千七百万の起債予定でそれぞれ折衝をいたしましたわけでございますが、国の予算の上での総需要抑制というような関係から道路事業に対しては国の基準額の減少というよりよいことから、一千万円ということに相りましたので、七百万を補正をいたしましたわけでございます。

次が、港湾整備の負担金関係でございますが、当初事業費を二千七十万ということで千二百四十万の起債額を予定したわけでございますが、最終事業費が六千七十万ということに相りましたので、これに伴う充当率も向上いたしましたので、これに對しまして三千万という内示額でございます。千七百六十万の増額ということに相ります。

三件目の館山幼稚園の増築事業費でございますが、当初三百万

を予定をいたしました。国の補助金が四十六万六千円ばかり増額をいたしましたために、起債の額がそれに見合う額五十万が減額ということに相りました。それぞれ内示をみたわけでございます。

なお、館山幼稚園の増築起債関係につきましては、当初金利を八%以内ということで予定をいたしました。また融資先は県から内示をみておりませんので、最近の金利の状況から考えまして年利九・五%以内ということに利率の補正をお願いいたしましたわけでございます。以上が、地方債関係の補正でございます。

引き続きまして、歳入歳出予算の事項別明細書により七ページの歳出から御説明を申し上げます。

歳出関係でございますが、土木費におきまして補正をいたしました。これはただいま御説明を申し上げました地方債の關連から財源の補正だけでございます。道路橋梁費におきまして、特定財源として地方債が七百万減しまして、一般財源が使用される。

それから、港湾費におきましては、起債額がふえまして一般財源額が減るといふ財源補正でございます。

八ページの幼稚園費、これにつきましても起債減少に伴いまして財源のみでございます。

教育費につきましては主幹課長から御説明を申し上げます。

○教育委員会庶務課長（汐崎政光君）　七ページの十款教育費の中の三目放送センター費について御説明申し上げます。

去る、三月二十六日に県から放送センターの設備費に對しまして補助率三分の一以内で定額五百万円の補助金を交付する旨の連絡がございまして、四十八年度の予算でそれまで購入しました教

材、器材そういったもののうち、補助対象となり得ますものをトータルしますと七百四十七万円、これだけはあるわけでございますが、五百万円の補助金を得ますにはどうしてもさらに七百五十三万円不足したわけでございます。その不足を県からまいりました補助金五百万円、これと合わせまして一般財源の中から二百五十三万円出していただきまして、四十九年度に購入を計画しておりましたものを繰り上げまして、その予算執行を専決処分させていただきますのでございます。

各節の減額はその財源としたものでございますが、購入物品は十一節の教材購入費では十分用のビデオテープとかスライド、紙しばいこういったものでございます。八ページの十八節備品購入費では一六ミリの映写機、映画フィルム、録音教材、プレーヤー、ビデオテープこういったものでございます。よろしく願います。

○財政課長（長谷川広治君） 以上で、歳出の説明を簡単でござい
ますが終わりますが、歳出の総額は七百五十三万八千円ということ
に相なります。

引き続きまして、六ページの歳入を御説明申し上げます。

地方債でございますが、先ほど地方債の補正の欄で申しました
内容の数字をそれぞれ歳入歳出予算に計上をいたしてございます。
次に、十一款の県の支出金でございますが、ただいま主管課長
から申し上げましたとおり、四十八年度分として教育放送センタ
ーの設備補助金として五百万を交付するという内示額でございま
すので、今回それを計上いたしましたわけでございます。

他の財源関係でございますが、市税関係におきまして、たばこ

消費税が私どもの予定をいたしましたものよりも、後半におきま
して伸張率がわるく、三月の末現在におきまして約七百七十万程
度の減収ということに相なりますので、たばこ消費税として現年
度分七百七十万八千円を減額更正をいたしました。

たばこ消費税につきましては、地方財政計画におきましては一
〇・六％程度の伸びがあるということとでそれぞれ計算をいたした
わけでございますが、最終的に後半の伸びがわるく、一〇・五
％程度ということに相なったわけでございます。

次が、電気ガス税でございますが、これも十二月以降の例の石
油関係の危機から消費量が減じまして、特に十二月以降は昨年度
の実績を下回るといふ月が多く、とうとう三月末まで回復をい
たしませんで、調定額より二百三十九万二千円程度の減額とい
うことになる予定でございますので、同額を補正をいたしたわけで
ございます。

それから、地方交付税におきまして二百五十三万八千円を計上
いたしました。これは三月補正に申しましたが、特別交付税に
おきましては予算計上を四千六十八万三千円というふうに予定を
し計上いたしましたわけでございますが、三月の決定で四千三百二十
二万一千円ということになりました。二百五十三万八千円を財源
保有をいたしてあつたわけでございます。

今回、財源関係からそれを計上いたし、歳入も歳出に合わせま
して、七百五十三万八千円ということにいたしましたわけでございま
す。

以上で、概略でございますが、予算関係の説明を終わります。

○議長（吉田勇治郎君） 説明は終わりました。

御質疑願います。御質疑ございませんか。— 御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本案を委員会付託並びに討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） これより採決いたします。

本案を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定されました。

議 案 の 上 程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第四、議案第四十四号昭和四十八年度館山市水道事業特別会計補正予算の専決処分承認についてを議題といたします。

議案第四十四号 昭和四十八年度館山市水道事業特別会計補正予算（第四号）の専決処分承認について

議案の内容説明

○議長（吉田勇治郎君） 議案の説明を求めます。
○水道課長（大嶋重義君） 議案第四十四号につきまして御説明申し上げます。

昭和四十八年度水道事業特別会計の補正予算につきまして、三月二十九日づけをもって専決処分を行なつたわけでございます。今回の補正は第四回のものでございまして、内容は、起債の利率の補正でございまして。

これは、昭和四十八年度の水道拡張事業の財源といたしまして起債を充てているわけでございますが、この中で銀行から借り入れる繰故債の利率が従前は七・九%でありましたものが、先般八・六%に引き上げになりました関係で、この利率につきましてここに掲げてありますように九・〇%以内に補正いたしましたわけでございます。

この専決処分を行なつた理由でございしますが、当初七・九%を予定しておりましたのでございますが、先般、銀行側と借り入れの手續の打ち合わせを行なつたわけでございますが、その際に、四月一日から八・六%に引き上げられることを知らされたわけでございまして、年度末で急を要した関係で、このような専決処分を行なわしていただいたわけでございます。

なにとぞ、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田勇治郎君） 説明は終了しました。
御質疑願います。御質疑ございませんか。— 御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたしました。

本案を委員会付託並びに討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） これより採決いたします。

本案を承認することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定いたしました。

議 案 の 上 程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第五、議案第四十五号館山市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第四十五号 館山市市税条例の一部を改正する条例の制定
について

議 案 の 内 容 説 明

○議長（吉田勇治郎君） 説明を求めます。

○税務課長（越路良夫君） 議案第四十五号市税条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

地方税法の改正法が去る三月三十日に成立いたしましたので即日公布をみたわけてございます。そこで、改正法に基づきまして、市

税条例中必要な規定の改正あるいは整備等を行なおうとするものでございます。

改正法のうち本市の関係のあります部分を要約いたしますと、大きく分けまして二つになろうかと存じます。その第一といいたしは、住民の税負担の軽減をはかるために、市民税の所得控除額等の引き上げあるいは固定資産税の中の小規模住宅用地の新しい制度によりまして課税標準の軽減をはかる。あるいはガス税の税率の引き下げ等が行なわれました。

第二といいたしましては、地方財源の充実をはかるために、法人の市民税の税率の引き上げ、これが大きな二つの改正の重点でございます。

改正法の概要につきまして簡単に申し上げますと、まず市民税におきましては、個人の市民税の所得控除を二万円あるいは三万円と大幅に引き上げまして、その他の控除もそれぞれの引き上げをみております。

それらの結果、市民税におきましては、夫婦子供二人の標準世帯におきまして、給与所得者の場合につきましては課税の最低限は、四十八年度の八十六万五千七百円余から、今回の方法によりまして百一万六千円というように相なっております。

それから、新しい制度といいたしまして、所得税におきまして昨年制定されました事業主報酬制度がやはり市民税におきましてもその制度を導入したということによりまして、みなし法人課税制度というものがつくられたわけでございます。

それから、土地の譲渡等に対する事業所得等の課税の特例制度というよりな制度がここに入られております。

それから、法人に対します市民税につきましては、法人税制の税率を百分の十二・一に引き上げること、従前の百分の九・一から三%の増ということに相なりまして、四十九年の五月一日以後に終了する事業年度分から適用されるということになりました。

それから次に、固定資産税につきまして申しますと、宅地等に対する軽減措置としまして、小規模住宅の用地につきましては特例制度が設けられました。前年の法改正で住宅用地につきましては評価額の二分の一とする制度が取られたわけですが、今年の法改正によりましてさらに住宅用地の中で小規模住宅につきましては、二〇〇平方メートル以下の住宅用地については、あるいは二〇〇平方メートルを超える住宅用地の場合には、そのうちの二〇〇平方メートルをさらに軽減するという方法を取り、従前の二分の一の軽減よりはさらに二分の一、結局評価額の四分の一が軽減されるというような制度が取られたわけでございます。

それから、個人の非住宅用地の課税方式の特例が設けられまして、四十九年あるいは五十年におきまして前年度の課税標準額の一・五倍を限度とするという制度が取られました。ただし、四十九年度におきましては評価額の三〇%、五十年度につきましては六〇%のいわゆるそこ上げという制度が適用されることになっております。

それから次に、電気税とガス税でございますが、従来は電気ガス税というふうに一本的に扱っていた電気とガスに対する課税をそれぞれ今回から分離されることになりました。分離されたガス税につきましては、現行の税率六%を五%に引き下げます。

それから免税点の引き上げにつきましては、電気税につきましては千円から千二百円に、ガス税につきましては二千円から二千七百円にそれぞれ引き上げられるわけでございますが、この適用につきましては本年の十月一日以後の使用された電気あるいはガスに対して適用されるということになります。

以上が、今回改正されました法律の中で館山市の該当する部分の概要でございますが、そこで、お手もとにございます市税条例の一部を改正する条例によりまして、ただいま申し上げました関係規定をそれぞれ改正あるいは整備をはかろうとするものでございます。簡単でございますが、説明いたします。

○議長（吉田勇治郎君） 説明は終わりました。
御質疑願います。御質疑ございませんか。―御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。

本案を委員会付託並びに討論を省略して直ちに採決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第六、議案第四十六号館山市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第四十六号 館山市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について

議案の内容説明

○議長（吉田勇治郎君） 議案の説明を求めます。

○人事課長（小沢正治君） 議案第四十六号について御説明申し上げます。

先ほど、市長から説明がございましたように、本月の四日づけをもちまして人事院勧告がございました。それは期末手当の支給の特例についてでございます。一、一般職の給与に関する法律を改正することを勧告するといふものでございまして、その内容といたしましては三項目からなっております。まず第一が、昭和四十九年度に支給される期末手当を〇・三カ月分増額すること。この期末手当は当該増額措置に関する法律施行する日に在職する職員に支給すること。そしてその期末手当は、その職員が在職期間に応じて支給するものとして、その支給割合及び支給する日については人事院規則で定めることという三つのことを主に

した勧告でございます。

これによりまして、政府側は直ちに法の改正手続に入ったのでございますが、地方公共団体につきましては、この法の施行と並行的に事務を進めるようにということで自治省から各都道府県宛に各地方公共団体の給与条例の改正案についてその内容が示されたいわけてございます。

これを受けまして、千葉県におきましては四月十日づけをもちまして自治省通知に基づく条例改正案を市町村長に送付もしくは発送をしたわけでございますが、これらの関係につきまして本市の関係条例を改正しようとするものでございます。

それで、まず一般職につきましては、改正の内容は議案にございますように附則の改正によりまして四十九年度の特例を規定するものでございます。

基本的事項は、この条例が施行された日に在職する職員に対しまして、四十九年三月二日から条例施行日までの期間におけるそれぞれ職員の在職期間に応じて支給するものといはしまして、これによりまして特別職の市長、助役、収入役及び教育長それから市の議会の議員にも同様に支給されることとなりますので、その関係規定を一般職にならしめて、三役につきましては第二条で、教育長につきましては第三条で、それから市の議会の議員につきましては第四条でそれぞれ規定をいたしまして、一般職にならして支給する日にこれを支給するようにいたしたることとさせていただきます。

○議長（吉田勇治郎君） 説明は終わりました。

御質疑願います。御質疑ございませんか。――御質疑なしと認

めます。

委員付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。

本案については委員会付託並びに討論を省略して直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

採決

○議長（吉田勇治郎君） これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

閉会 午前十時三十八分閉会

○議長（吉田勇治郎君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は議了されました。

よって、これにて第二回市議会臨時会を閉会いたします。どりも、ごくりさまでございました。

○本日の会議に付した事件

一、会議録署名議員の指名

一、会期の決定

一、議案第四十三号乃至議案第四十六号

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会議長

吉田勇治郎

館山市議會議員

松田栄治郎

館山市議會議員

有平 彰

